

保育施設利用に関する誓約書

(あて先) 本庄市長

現在、子どもの保育をしているため、就労（内定）証明書が提出できません。3か月以内に就労し、就労（内定）証明書を提出します。

もし、3か月以内に基準以上の勤務を満たさない場合は、「認定取消」、「保育実施解除（退所）」の決定を受けても異議を申し立てません。

<求職活動の状況について>

1. 現在の活動状況

①就職活動の開始時期 年 月から

- ②活動の状況
- 広告・インターネット活用、ハローワーク相談
 - 電話によるアポイント（ 社）
 - 履歴書の提出（ 社）
 - 面接（ 社）

※今後の面接の日程が決まっている場合（ 月 日予定）

③ハローワークで登録済の方は、登録証の写しを添付してください。

2. 確認事項

①就労（内定）証明書は3か月までに提出してください。

（例：4月の場合、6月の末日まで）

②本庄市の勤務の最低基準は1か月において48時間以上となっております。

記載内容を確認、同意のうえ署名してください。

年 月 日

住所 _____

誓約者氏名 _____

児童名 _____

児童名 _____

児童名 _____

保育施設名 _____